

(様式第2)

540-0025

大阪府 大阪市 中央区徳井町 1-1-6

新居紙器株式会社
新居 慶二 様

平成 29年 8月 4日



08082 1001
00011371

0011371#



0000021168

サービス等生産性向上IT導入支援事務局
事務局長 印



平成28年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金 交付決定通知書

平成 29年 6月 22日付け補助金交付申請に係る事業については、平成 28 年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第13条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助事業に要する経費、補助対象経費、および補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費、および補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	1,230,000 円
補助金の額	820,000 円

2. 本通知に不服のある場合は、本通知を受領した日から10日以内に不服事項を記載した書面（様式不問）を事務局へ提出すること。
3. 補助金の額の確定は、実支出額に補助率を乗じて得た額又は交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）のいずれか低い額の合計額とする。
4. 補助事業が予定の実施期間から2週間を超えて遅延する見込みとなった場合には直ちに事業遅延承認申請書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。
5. 補助事業の内容を変更、および補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは申請内容変更承認申請書（様式第4）を事務局に提出すること。ただし、交付規程第16条第1項ただし書きに規定する次の各号に挙げる軽微な内容の場合はこの限りではない。
 - (1) 補助金交付目的に変更をもたらすものではなく、交付決定の内容をより効率的、効果的な達成に資するものと考えられる場合
 - (2) 補助対象者情報、担当者情報の変更など、補助金交付目的の達成に直接的な影響が想定されない申請内容の細部の変更である場合
6. 補助事業者は、適正化法、施行令、および交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
 - (1) 交付規程第24条の規定による交付決定の取消し、補助金の返還又は加算金の納付
 - (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰金
 - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
7. 補助事業者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 交付規程に定めるところに従うほか、本通知書に記載された事項に従い、善良なる管理者の注意をもって補助された事業を実施し、完了すること。
 - (2) 事業実施期間内に、本補助事業と同一の内容で国（独立行政法人を含む。）から他の補助金、助成金等の交付を重複して受けないこと。

以上